

資料 4 - 1 騒音に係る環境基準

一般地域

地域の区分	類型	基準値	
		昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 翌午前6時
特に静穏を要する地域	A A	50 デシベル 以下	40 デシベル 以下
専ら住居の用に供される地域	A	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下
主として住居の用に供される地域	B	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下
相当数の居住と併せて商業、工業等の用に供される地域	C	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下

- 備考 1 愛媛県では、A A 類型は地域指定していない。
 2 基準値は、等価騒音レベル(L_{Aeq})により評価した値である。

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 翌午前6時
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下

備考 基準値は、等価騒音レベル(L_{Aeq})により評価した値である。

幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
70 (45) デシベル以下	65 (40) デシベル以下
備考 個別の居住等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(括弧内の値)によることができる。	

備考 基準値は、等価騒音レベル(L_{Aeq})により評価した値である。

幹線交通を担う道路

- ・高速自動車国道 ・一般国道 ・県道
- ・市町村道(4車線以上)
- ・自動車専用道路

幹線交通を担う道路に近接する空間

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路
道路端から15メートルまでの範囲
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路
道路端から20メートルまでの範囲

資料4 - 2 環境騒音測定結果（平成17年度）

(1) 一般地域

測定場所	測定年月日	環境基準 類型	振動レベル		環境基準適合状況			
			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価	
新居浜市東田	平成18年2月23日～2月24日	A	46	40				
西条市喜多川	平成18年3月8日～3月9日	A	49	39				
東温市野田1丁目	平成18年3月2日～3月3日	A	59	49				
東温市見奈良	平成18年3月2日～3月3日	A	52	42				
大洲市田口	平成18年3月22日～3月23日	A	58	49	×	×	×	
八幡浜市八代王子	平成18年2月1日～2月2日	A	55	42				
松前町大字南黒田	平成17年11月24日～11月25日	A	49	42				
A類型地域：7地域			環境基準適合地点数（小計）			6	6	6
			環境基準達成率（％）					85.7

四国中央市寒川町	平成18年3月13日～3月14日	B	52	46		×	×	
新居浜市田所町	平成18年2月21日～2月22日	B	48	42				
新居浜市秋生	平成18年2月13日～2月14日	B	44	42				
西条市中野甲	平成18年3月16日～3月17日	B	52	43				
西条市氷見乙	平成18年2月21日～2月22日	B	52	46		×	×	
西条市周布	平成17年12月5日～12月6日	B	56	51	×	×	×	
東温市牛瀨	平成18年3月2日～3月3日	B	58	47	×	×	×	
東温市横河原	平成18年3月2日～3月3日	B	62	52	×	×	×	
大洲市白滝	平成17年11月16日～11月17日	B	50	36				
大洲市柚木	平成18年3月22日～3月23日	B	56	48	×	×	×	
八幡浜市高城4丁目	平成18年2月1日～2月2日	B	45	35				
八幡浜市榎谷1丁目	平成18年2月1日～2月2日	B	52	45				
松前町大字浜	平成17年11月17日～11月18日	B	41	38				
松前町大字北黒田	平成17年11月24日～11月25日	B	46	40				
松前町大字筒井	平成17年11月24日～11月25日	B	48	42				
松前町大字筒井	平成17年11月24日～11月25日	B	44	39				
B類型地域：16地域			環境基準適合地点数（小計）			12	10	10
			環境基準達成率（％）					62.5

四国中央市金生町	平成18年3月13日～3月14日	C	59	54		×	×	
四国中央市村松町	平成18年3月13日～3月14日	C	58	54		×	×	
新居浜市新須賀町	平成18年2月9日～2月10日	C	49	44				
西条市明屋敷	平成18年2月9日～2月10日	C	52	42				
西条市朔日市	平成18年3月22日～3月23日	C	52	44				
西条市三津屋	平成17年12月7日～12月8日	C	55	52		×	×	
大洲市長浜	平成17年11月16日～11月17日	C	45	45				
大洲市新谷	平成18年3月22日～3月23日	C	60	55		×	×	
八幡浜市本町1丁目	平成18年2月1日～2月2日	C	52	38				
C類型地域：9地域			環境基準適合地点数（小計）			9	5	5
			環境基準達成率（％）					55.6

環境基準達成地点数	21
全調査地点数	32
一般地域の騒音環境基準達成率（％）	65.6

(2) 幹線交通を担う道路に近接する空間

測定場所	測定年月日	環境基準 類型	振動レベル		環境基準適合状況			
			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価	
四国中央市土居町	平成18年3月13日～3月14日	B	71	69	×	×	×	
四国中央市妻鳥町	平成18年3月13日～3月14日	C	64	59				
四国中央市三島宮川	平成18年3月13日～3月14日	C	73	70	×	×	×	
今治市蔵敷町	平成18年1月17日～1月18日	B	65	57				
今治市片山	平成18年1月17日～1月18日	C	70	65				
今治市旭町	平成18年1月17日～1月18日	C	70	63				
東温市樋口	平成18年3月2日～3月3日	B	73	67	×	×	×	
東温市牛瀨	平成18年3月2日～3月3日	C	71	64	×		×	
東温市横河原	平成18年3月2日～3月3日	C	65	62				
大洲市白滝	平成17年11月16日～11月17日	B	70	62	×	×	×	
大洲市長浜	平成17年11月16日～11月17日	C	71	64	×	×	×	
大洲市徳森	平成18年3月22日～3月23日	C	67	59				
大洲市若宮	平成18年3月27日～3月28日	C	71	64	×		×	
八幡浜市八代王子	平成18年2月1日～2月2日	B	68	70				
八幡浜市裁判所通	平成18年2月1日～2月2日	C	64	57				
松前町大字筒井	平成17年10月27日～10月28日	B	44	42				
松前町大字北黒田	平成17年10月27日～10月28日	B	55	49				
松前町大字筒井	平成17年11月17日～11月18日	B	52	46				
合計：18地点			環境基準適合地点数（小計）			11	13	11
			環境基準達成率（％）					61.1

資料4 - 3 自動車交通騒音調査結果

(平成17年度)

道路名	調査地点	測定年月日	車線数	環境基準類型	車道端からの距離 (m)	道路敷地境界からの距離 (m)	低騒音舗装の有無	等価騒音レベル (dB:L _{Aeq})		街区数	住居等戸数	環境基準達成戸数			環境基準達成率 (%)		
								昼間	夜間			昼間	夜間	全日	昼間	夜間	全日
川之江大豊線	四国中央市金生町下登	平成17年11月24日～11月25日	2	C	1.9	0.0	無	69	61	14	325	325	325	325	100	100	100
壬生川新居浜野田線	西条市禎端1019	平成17年11月29日～11月30日	2	B	10.3	0.0	無	61	54	9	53	53	53	53	100	100	100
飯岡玉津線	西条市飯岡2062-3	平成17年11月29日～11月30日	2	B	0.0	0.0	無	63	53	11	122	122	122	122	100	100	100
石鎚丹原線	西条市小松町大頭391	平成17年12月1日～12月2日	2	B	2.08	0.0	無	68	58	11	134	134	134	134	100	100	100
徳能伊予三芳停車場線	西条市高田916	平成17年12月1日～12月2日	2	B	0.0	0.0	無	59	49	44	504	504	504	504	100	100	100
松山自動車道	新居浜市船木1257-3	平成18年1月17日～1月18日	4	B	45.0	0.0	無	54	47	15	29	29	29	29	100	100	100
新居浜別子山線	新居浜市中筋町2-2-9	平成18年1月17日～1月18日	2	C	0.0	0.0	無	69	61	20	185	185	185	185	100	100	100
国領高木線	新居浜市寿町4-5	平成18年1月17日～1月18日	2	B	3.3	0.0	無	65	56	25	106	106	106	106	100	100	100
国領高木線	新居浜市東田2-1621	平成18年1月17日～1月18日	2	B	3.5	0.0	無	71	64	21	76	76	75	75	100	99	99
新居浜東港線	新居浜市松神子3-10	平成18年1月17日～1月18日	2	B	2.0	0.0	無	68	60	20	120	120	115	115	100	96	96
国道196号	今治市小泉2丁目1-30	平成18年1月17日～1月18日	4	C	7.2	0.0	無	70	65	24	261	261	261	261	100	100	100
今治波方港線	今治市旭1丁目4-2	平成18年1月17日～1月18日	4	C	4.5	0.0	有	70	63	27	248	248	248	248	100	100	100
蔵敷唐子台線	今治市広紹寺町2丁目1	平成18年1月17日～1月18日	4	B	4.2	0.0	無	65	57	50	414	414	414	414	100	100	100
計										291	2577	2577	2571	2571	100	99.8	99.8

資料 4 - 4 騒音規制法の特定施設及び愛媛県公害防止条例の騒音発生施設

1 騒音規制法に基づく特定施設（騒音規制法施行令別表第一）

1	金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト（タンプラスト以外のものをもって、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械 イ ドラムパーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鑄造型機（ジョルト式のものに限る。）

2 愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設（愛媛県公害防止条例施行規則別表第4）

1	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
2	セメント製品製造機械であつて、次に掲げるもの ア コンクリート柱及びコンクリート管製造機 イ コンクリートブロックマシン
3	燃糸機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
4	工業用動力マシン（同一工場又は事業場に30台以上設置されている場合に適用する。）
5	木材加工機械であつて、次に掲げるもの ア ジェットパーカー イ ロックパーカー ウ チェンパーカー

資料 4 - 5 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（騒音規制法及び愛媛県公害防止条例）

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準			
	朝	昼 間	夕	夜 間
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	45デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下	45デシベル 以下
第2種区域	50デシベル 以下	60デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下
第3種区域	65デシベル 以下	65デシベル 以下	65デシベル 以下	50デシベル 以下
第4種区域	70デシベル 以下	70デシベル 以下	70デシベル 以下	60デシベル 以下

備考1 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

2 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

資料4 - 6 特定施設及び騒音発生施設に係る届出状況

(平成18年3月31日現在)

施設区分 市町名	騒音規制法													県公害防止条例						
	特定施設数												届出工場 事業場数	騒音発生施設数						届出工場 事業場数
	金属加工機械	空気圧縮機等	破碎機等 土石用	織機	建設用資材 製造機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用 射出成型機	鋳型造成機	計		冷凍機	セメント製品 製造機械	ねん糸機	工業用動力 マシン	木材加工機械	計	
四国中央市	61	1,362	30	35	16	0	166	166	198	55	0	2,089	259	124	9	0	0	5	138	57
新居浜市	325	1,577	110	0	4	0	101	0	62	35	5	2,219	190	196	5	3	130	3	337	44
西条市	158	1,266	14	709	16	17	165	6	29	77	14	2,471	233	141	24	58	421	1	645	39
今治市	90	389	4	4,192	2	22	226	0	47	6	5	4,983	363	329	2	4,192	0	226	4,749	296
松山市													1,865	11	262	289	3	2,430	409	
東温市	0	8	32	0	0	0	3	0	0	0	0	43	6	0	0	0	0	3	3	1
伊予市	9	105	23	0	0	0	38	0	27	0	0	202	36	87	0	0	0	7	94	18
松前町	0	587	6	0	0	0	0	0	1	0	0	594	7	23	1	1	35	0	60	6
大洲市	20	97	8	0	2	0	139	0	11	16	0	293	68	10	4	0	106	45	165	20
八幡浜市	4	35	0	62	1	0	21	2	51	0	0	176	37	45	0	0	284	2	331	21
宇和島市	49	127	0	8	3	19	120	0	52	0	0	378	116	86	7	0	7	1	101	47
計	716	5,553	227	5,006	44	58	979	174	478	189	24	13,448	1,315	2,906	63	4,516	1,272	296	9,053	958

資料4-7 騒音規制法の特定建設作業及び愛媛県公害防止条例の
特定作業の騒音の規制に関する基準

区域の区分	作業の種類・名称	騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日	
告示別表第1号区域	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル以下	午後7時から翌日の午前7時まで	10時間以内	6日以内	日曜日
	特定建設作業	びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定建設作業	さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定建設作業	空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定建設作業	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定建設作業	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く）	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80デシベル以下	午後9時から翌日の午前6時まで	〃	制限なし	制限なし
告示別表第2号区域	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル以下	午後10時から翌日の午前6時まで	14時間以内	6日以内	日曜日
	特定建設作業	びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定建設作業	さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定建設作業	空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定建設作業	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定建設作業	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く）	〃	制限なし	〃	〃	〃
	特定作業	ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80デシベル以下	〃	〃	制限なし	制限なし

- 備考1 第1号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域
- (1) 第1種区域
 - (2) 第2種区域
 - (3) 第3種区域
 - (4) 第4種区域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートルの区域。
- 2 第2号区域は、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域。
- 3 騒音レベルは、特定建設作業もしくは特定作業の敷地の境界線におけるものである。
- 4 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動

資料4-8 特定建設作業及び特定作業に係る届出状況
(平成17年度)

区分	作業区分	市町名											計
		四国中央	新居浜市	西条市	今治市	松山市	東温市	伊予市	松前町	大洲市	八幡浜市	宇和島市	
騒音規制法	1 くい打機等を使用する作業	3	3	7	5		1	0	5	3	1	1	29
	2 びょう打機を使用する作業	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	3 さく岩機を使用する作業	0	3	1	0		0	0	0	0	0	1	5
	4 空気圧縮機を使用する作業	0	4	4	1		0	0	2	0	0	1	12
	5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	6 バックホウを使用する作業	11	6	4	12		4	6	7	1	0	3	54
	7 トラクターショベルを使用する作業	0	0	7	0		0	0	0	0	1	0	8
	8 ブルドーザーを使用する作業	0	0	1	0		0	0	0	0	0	0	1
	計	14	16	24	18		5	6	14	4	2	6	109
県公害防止条例	1 ブルドーザー、パワーショベル等を使用する建設作業	2	68	0	18	432	0	5	14	4	0	4	547
	2 ハンマーを使用する板金作業、製罐作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	計	2	68	0	18	432	0	5	14	4	0	5	548
合計		16	84	24	36		5	11	28	8	2	11	657

資料4-9 騒音規制地域における自動車交通騒音の大きさの限度

要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 翌午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち、2車線以上の車線を有する道路及びc区域の道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考1 区域の区分は、次のとおり。
 a区域は、騒音環境基準に係るA類型の地域
 b区域は、騒音環境基準に係るB類型の地域
 c区域は、騒音環境基準に係るC類型の地域
 2 騒音の評価は、等価騒音レベル(L_{Aeq})による。
 3 測定は、連続する7日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行い、時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値によって評価する。

幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

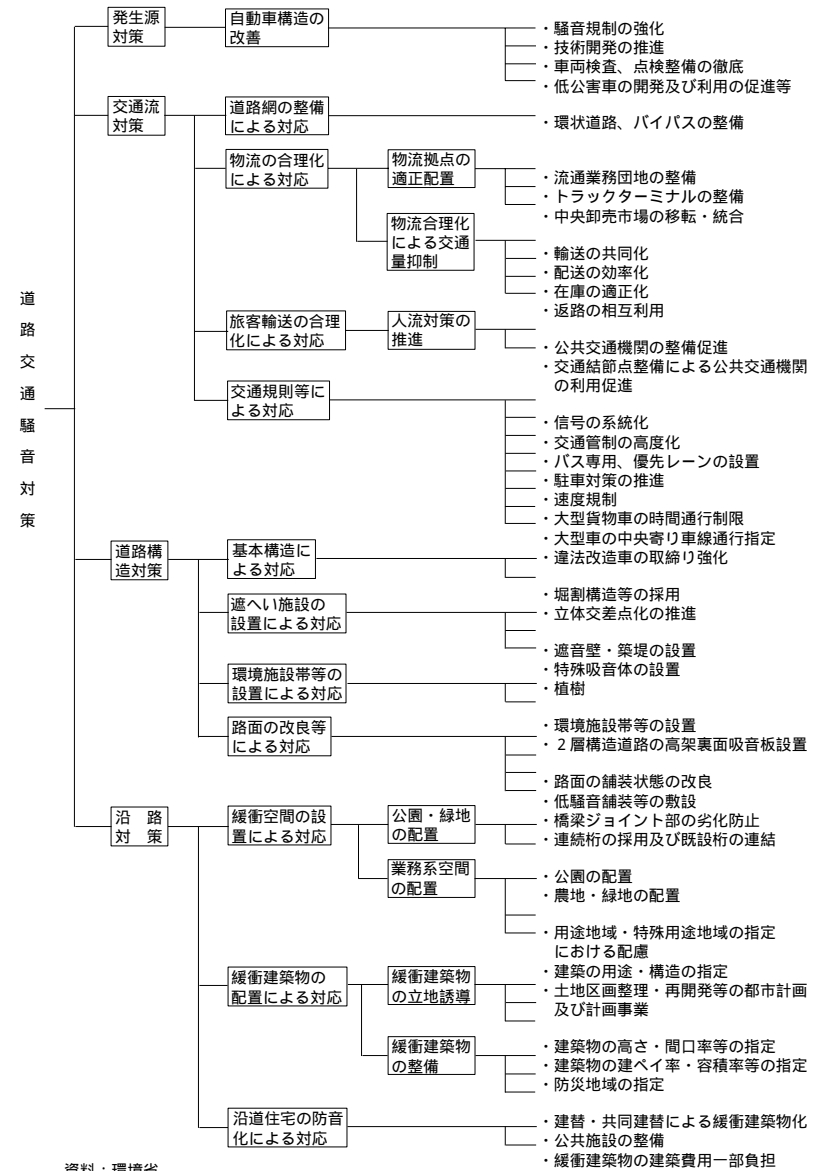
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
75デシベル	70デシベル

備考 測定値は、等価騒音レベル(L_{Aeq})である。

幹線交通を担う道路
 ・高速自動車国道 ・一般国道 ・県道
 ・市町村道(4車線以上)
 ・自動車専用道路

幹線交通を担う道路に近接する空間
 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路道路端から15メートルまでの範囲
 ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路道路端から20メートルまでの範囲

資料4-10 道路交通騒音対策の体系図



資料：環境省

資料 4 - 11 拡声機による騒音の規制

拡声機の使用制限	<p>1 商業宣伝の拡声機の使用制限</p> <p>学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地の周囲30mの区域においては、正午から午後6時までの間でこれらの施設の敷地境界における音量が65デシベルを超えない場合を除いて、商業宣伝を目的とする拡声機の利用禁止</p>									
	<p>2 商業宣伝の航空機の拡声機使用制限</p> <p>拡声機の使用時間は正午から午後6時までとし、音量は、地上において65デシベルを超えないこと。</p>									
	<p>3 1、2のほか、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用する場合の厳守事項</p> <p>(1) 拡声機の使用時間は午前9時（日曜日、休日は午前10時）から午後8時まで</p> <p>(2) 幅員4m未満の道路においては拡声機を使用しないこと。</p> <p>(3) 地上10m以上の箇所においては拡声機を使用しないこと。</p> <p>(4) 商業宣伝を目的として同一場所では、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。</p> <p>(5) 人の居住する建築物の敷地境界線における拡声機の音量は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区域の区分</th> <th>第1種区域</th> <th>第2種区域</th> <th>第3種区域</th> <th>第4種区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音 量</td> <td>55デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> <td>70デシベル以下</td> <td>75デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table>	区域の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	音 量	55デシベル以下	65デシベル以下	70デシベル以下
区域の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域						
音 量	55デシベル以下	65デシベル以下	70デシベル以下	75デシベル以下						
特例	<p>1 災害時の広報宣伝又は公共的団体の広報</p> <p>2 公職選挙法に基づく選挙活動</p> <p>3 祭礼、運動会等で一時的に拡声機を使用する場合</p>									